

＜校則の見直しについて＞

1. 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対して校則の改正又は廃止、新設を求めることができる。
2. 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要になったときは、アンケートやその他適切な方法で生徒や保護者等からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
3. 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止、新設について決定するものとする。
4. 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。